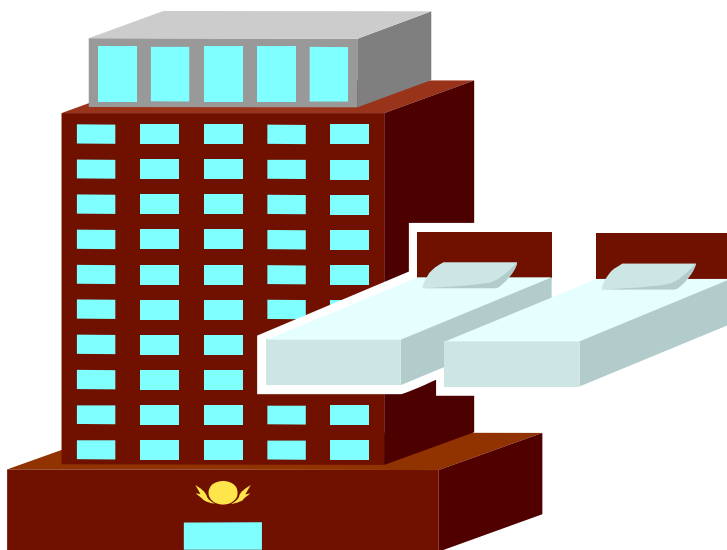


廿日市市ラブホテル 建築規制に関する条例 に基づく届出について



廿 日 市 市

制度の概要

廿日市市では、健全で快適な社会環境を保全するため、いわゆるラブホテルの営業を行う施設の建築に対して必要な規制を行うことを目的とした「廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例」を施行しています。

この条例では、市域内のラブホテルの建築が禁止されているため、ホテル等の建築予定者は、建築確認申請等の手続を行う前に、市長に対してホテル等建築計画の届出をして、当該施設がラブホテルに該当しない旨の判定を受けなければ、ホテル等を建築することができません。この条例に違反してラブホテルを建築すると、罰則が科せられます。

届出の対象

① 対象となる建築物

次に挙げる営業の用に供する施設について、②に挙げる建築行為を行う場合は、建築確認申請書の提出の20日前までに、ホテル等建築計画届出書を提出しなければなりません。

- 旅館業法第2条第2項に定める旅館・ホテル営業
- 旅館業法第2条第3項に定める簡易宿所営業

② 対象となる建築行為

①に挙げる建築物について、次の建築行為を行う場合は、建築確認申請書の提出の20日前までに、ホテル等建築計画届出書を提出しなければなりません。

- 建築基準法第2条第13号に定める建築（新築、増築、改築、移転）
- 建築基準法第2条第14号に定める大規模の修繕
- 建築基準法第2条第15号に定める大規模の模様替
- 建築基準法第87条第1項に定める用途の変更、その他客室数を変更する改造

届出窓口

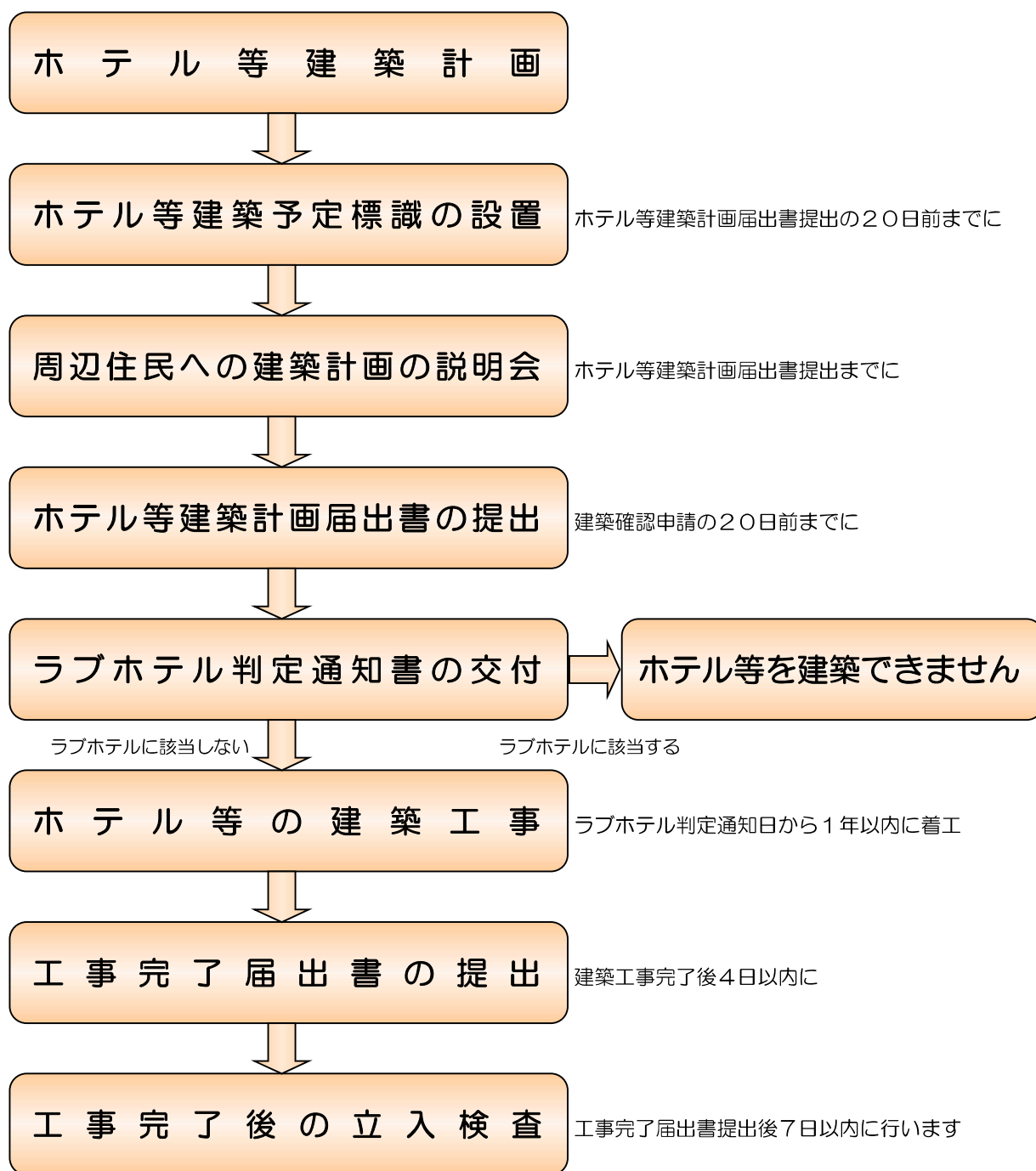
廿日市市生活環境部生活環境課市民生活係

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11-1

TEL:0829-30-9147（ダイヤルイン） FAX:0829-31-0133

届出から建築までの流れ

ホテル等建築予定者が、ホテル等建築計画の届出を行ってから、建築を完了するまでの流れ図は以下のとおりです。ホテル等建築計画の届出は、建築確認申請を提出しようとする日の20日前までに行ってください（建築確認申請を要しない建築行為を行う場合は、着手しようとする日の20日前までに届出を行ってください。）。



届出に必要な書類

ホテル等建築の届出を行なおうとする場合には、建築確認申請を提出しようとする日の20日前までに、次の書類を市長に提出してください。

- 1 ホテル等建築計画届出書 2部（正・副）
- 2 以下の表に挙げる添付書類 各2部

添付書類の種類	備 考
付 近 見 取 図	縮尺2, 500分の1程度 方位、道路及び目標となる地物を明示すること
建 築 物 用 途 別 周 囲 現 況 図	縮尺2, 500分の1程度 届出に係る建築物の敷地境界線から半径100メートル以内にある建築物の用途及び配置状況を明示すること
配 置 図	縮尺200分の1程度 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、届出に係る建築物と他の建築物との別、外構の状況並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること
各 階 平 面 図	縮尺200分の1程度 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積（客室にあっては定員）並びに主要部分の寸法を明示すること
客 室 平 面 詳 細 図	縮尺100分の1程度 縮尺、方位、構造及び主要部分の寸法を明示すること
立 面 図	縮尺100分の1程度 縮尺及び開口部の位置を明示すること
断 面 図	縮尺200分の1程度 縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさし出を明示すること
フロント等の展開図	縮尺50分の1程度 縮尺、方位、構造及び主要部分の寸法を明示すること
完 成 予 想 図	外観の意匠及び色彩を明示すること
屋 外 広 告 物 及 び ネオンサイン関係図	設置場所、意匠、形態及び色彩を明示すること
客 室 内 仕 上 げ 表	客室内の仕上げ及び色彩を明示すること
外 部 仕 上 げ 表	外壁、屋根の仕上げ及び色彩を明示すること
現 況 写 真	敷地の現況がわかるよう敷地の周囲から撮影した写真及びホテル等建築予定標識を設置している状況を撮影した写真とすること
周辺住民への説明会 開催結果報告書	説明会等の場所、日時、出席者、説明内容、住民意見及びその結果内容を明示すること

ホテル等建築計画届出チェックシート

廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例において、ラブホテルに該当しない旨を判定されたラブホテル判定通知書の交付を受けるためには、以下の表に示された条件のいずれかを満たさなければなりません。ホテル等建築予定者は、事前に、このチェックシートで、届出を予定する建築物がラブホテルに該当することのないよう確認しておいてください。

チェック項目	チェック欄
専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供する施設ではない	
以下(1)～(13)に定める構造及び設備を有する施設である	
(1) 建築物の前面道路に面し、外部から建築物の内部を見通すことができ、宿泊又は休憩のために利用する客（以下「宿泊客等」という。）及びそれ以外の客が、営業時間中必ず通過し、自由に出入りできる幅2メートル以上の玄関（1階）	
(2) 玄関に接近し、宿泊客等及びそれ以外の客が自由に利用することができるいす、テーブル等の設備を有したロビー、応接室又は談話室（以下「ロビー等」という。）（1階）	
(3) 宿泊客等及びそれ以外の客と開放的に応接できるロビー等と一体となったフロント、帳場又はこれらに類する施設（以下「フロント等」という。）及びこれらに併設する事務室（1階）	
(4) 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設（1階）	
(5) 宴会場、会議室、集会室等の施設（1階又は2階）	
(6) フロント等から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設で、宿泊客等が通常使用する構造のもの	
(7) 建築物の1階に設ける自動車車庫及びピロティーの面積の合計が、建築面積の3分の1未満である構造	
(8) 18平方メートル以下の1人用の客室の床面積の合計が、全客室の床面積の合計の3分の1以上である構造	
(9) ダブルベット（ベットの幅が1.4メートル以上のものをいう。）又はツインベットを備える客室数が、全客室数の3分の1以下である構造	
(10) 建築物の1階及び必要なその他の階に男女別共用便所を設ける構造	
(11) 客の性的感情を刺激しない清そな内装、照明、装置、装飾品等の内部設備	
(12) 周辺的生活環境を害する恐れのない素朴な外観、形態、意匠及び色彩	
(13) 屋外に設置する看板、広告板、広告塔又はネオンサインは、付近の環境を損なわない形状、面積、色彩及び意匠とし、ネオンサインを設置する場合は、白色を含む3色以内で、点滅しないものとする	